

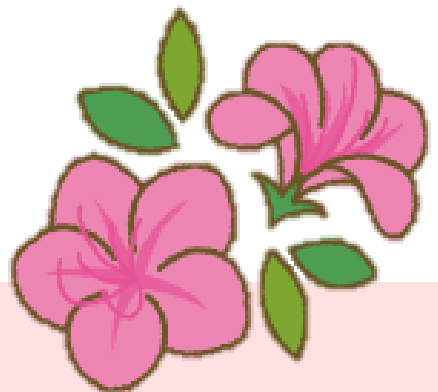
# 資料編



## 1 小樽市地域福祉計画策定委員会委員名簿

|    | 氏名     | 区分                                               | 団体名等                |
|----|--------|--------------------------------------------------|---------------------|
| 1  | 森 祐樹   | 公募により選考された者                                      |                     |
| 2  | 池上 誠   |                                                  |                     |
| 3  | 永岡 朋子  |                                                  |                     |
| 4  | 村上 敦哉  |                                                  |                     |
| 5  | 盛合 将矢  |                                                  |                     |
| 6  | 杉谷 憲昭  |                                                  |                     |
| 7  | ◎岡田 直人 | 学識経験者                                            | 北星学園大学              |
| 8  | 高橋 小百合 | 福祉関係団体、<br>自治組織、<br>その他市民団体<br>等の代表者の<br>推薦を受けた者 | 小樽市社会福祉協議会          |
| 9  | 山岸 康治  |                                                  | 小樽市民生児童委員協議会        |
| 10 | 佐藤 彰芳  |                                                  | 小樽市総連合町会            |
| 11 | 佐々木 茂  |                                                  | 小樽市老人クラブ連合会         |
| 12 | 清水 伸枝  |                                                  | 小樽市ボランティア・市民活動センター  |
| 13 | 斉藤 彰子  |                                                  | 小樽市介護支援専門員連絡協議会     |
| 14 | 石亀 善則  |                                                  | 小樽市障がい児・者支援協議会      |
| 15 | 野沢 修一  |                                                  | 北海道中央児童相談所          |
| 16 | 高田 友子  |                                                  | 小樽・北しりべし成年後見センター    |
| 17 | 武本 真弓  |                                                  | 小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」 |
| 18 | 中田 喜代美 |                                                  | わくわく共育ネットワーク        |
| 19 | ○川尻 輝記 |                                                  | しあわせネットワーク・おたる      |
| 20 | 石田 潔   |                                                  | 北海道医療ソーシャルワーカー協会    |

◎は委員長、○は副委員長



## 2 計画策定の体制

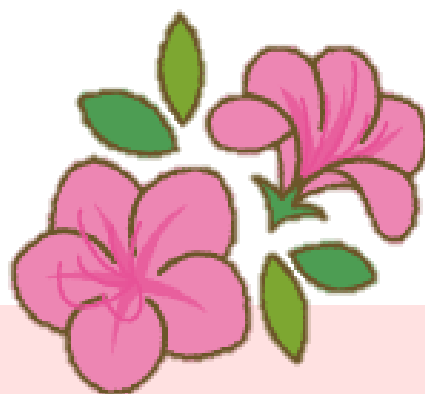
計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し、計画に反映するため、策定委員会での意見交換、アンケート調査、ワークショップの開催、パブリックコメントの実施など、様々な形での市民参加を図ってきました。

### (1)小樽市地域福祉計画策定委員会

公募市民、学識経験者、市内の福祉関連事業者の代表から選出された委員で構成される策定委員会を設置し、意見交換を行いました。

#### 【実施概要】

| 実施日              | 意見交換の内容                                                                    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年 8 月 26 日    | (1)講座「地域福祉計画とは」<br>北星学園大学教授 岡田 直人 氏<br>(2)地域福祉計画の愛称について<br>(3)アンケート調査票について |
| 令和元年 11 月 6 日    | (1)アンケート調査について<br>(2)今後の計画策定の進め方について                                       |
| 令和 2 年 3 月 17 日  | (1)アンケート調査報告書（案）について<br>(2)今後の計画策定の進め方について                                 |
| 令和 2 年 8 月 20 日  | (1)ワークショップの開催について<br>(2)計画に盛り込むべき地域生活課題について                                |
| 令和 2 年 11 月 20 日 | (1)計画素案について                                                                |
| 令和 3 年 2 月 4 日   | (1)パブリックコメントの実施について<br>(2)計画素案について                                         |



## (2)アンケート調査「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」

市民の意識やニーズを的確に反映した計画にするため、アンケート調査を実施しました。

### 【実施概要】

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 調査対象 | 18 歳以上の市民 2,000 名              |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収                     |
| 調査期間 | 令和元年 9 月 13 日から令和元年 9 月 30 日まで |
| 回収結果 | 回収件数：683 件 回収率：34.2%           |

## (3)ウェブアンケート

アンケート調査に加え、更に地域生活課題を把握するため、ウェブアンケートを実施しました。

### 【実施概要】

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 調査方法 | インターネットによる回答                      |
| 調査期間 | 令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで |
| 回収結果 | 回収件数：51 件                         |

## (4)地域福祉に関するアンケート

地域福祉の担い手である民生委員児童委員（地区会長・副会長）及び町会長を対象にアンケート調査を実施しました。

### 【実施概要】

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | ① 民生委員児童委員 40 名（地区会長 16 名、副会長 24 名）<br>② 町会長 149 名                           |
| 調査方法 | 会議等を通じて配布、回収は郵送                                                              |
| 調査期間 | ① 令和 2 年 5 月 29 日から令和 2 年 6 月 26 日まで<br>② 令和 2 年 6 月 19 日から令和 2 年 7 月 10 日まで |
| 回収結果 | ① 回収件数：34 件 回収率：85.0%<br>② 回収件数：98 件 回収率：65.8%                               |



#### (5) 専門職ヒアリング

介護や障害などの福祉に関わる専門職を対象に、地域生活課題についてヒアリングを実施しました。

##### 【実施概要】

| 実施日       | ヒアリング対象        | 参加者数 |
|-----------|----------------|------|
| 令和2年2月13日 | 介護支援専門員        | 61名  |
| 令和2年5月29日 | 福祉各分野の相談支援事業者等 | 17名  |
| 令和2年10月9日 | 福祉各分野の相談支援事業者等 | 20名  |

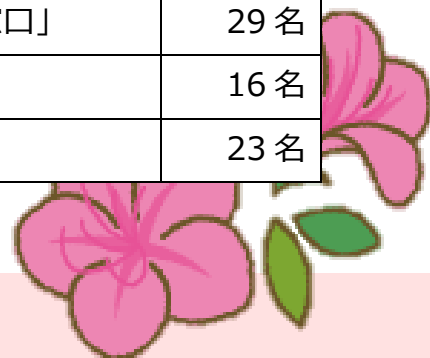
#### (6) 住民懇談会「しあわせな地域づくりワークショップ」

地域生活課題やその解決法などについて、参加者同士が主体的に話し合うことで今後の地域住民同士の支え合いのきっかけづくりとなることを目的に、地域福祉計画策定における市民参加の手法のひとつとして「しあわせな地域づくりワークショップ」を実施しました。

なお、コロナ禍においての取組であったため、オンライン会議ツール「Zoom」を利用しました。

##### 【実施概要】

| 実施日       | 内容                   | 参加者数 |
|-----------|----------------------|------|
| 令和2年7月4日  | テーマ別ワークショップ「子ども・子育て」 | 22名  |
| 令和2年7月8日  | 地区別ワークショップ「北西部」      | 13名  |
| 令和2年7月11日 | テーマ別ワークショップ「防災」      | 17名  |
| 令和2年7月15日 | 地区別ワークショップ「中部」       | 14名  |
| 令和2年7月18日 | テーマ別ワークショップ「観光」      | 26名  |
| 令和2年7月29日 | 地区別ワークショップ「南部」       | 13名  |
| 令和2年8月1日  | テーマ別ワークショップ「相談窓口」    | 29名  |
| 令和2年8月5日  | 地区別ワークショップ「東南部」      | 16名  |
| 令和3年1月23日 | ワークショップ総集編           | 23名  |



### (7)講演会

地域福祉計画について多くの市民に知っていただくために講演会を実施しました。

#### 【実施概要】

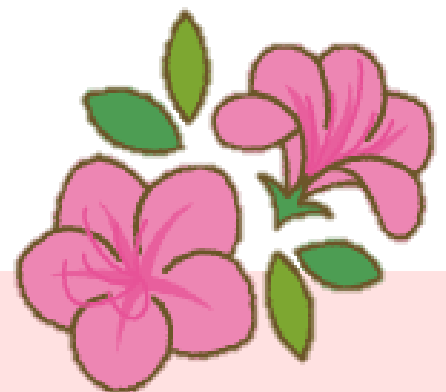
| 実施日            | 講演テーマ及び講師名                                | 参加者数  |
|----------------|-------------------------------------------|-------|
| 令和元年 11 月 7 日  | 「地域福祉計画とは？」<br>日本医療大学非常勤講師 大内 高雄 氏        | 126 名 |
| 令和元年 12 月 15 日 | 「地域共生社会を切り拓く」<br>厚生労働省大臣官房総務課広報室長 野崎 伸一 氏 | 71 名  |

### (8)パブリックコメント

計画素案策定の段階で、市民から幅広く御意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

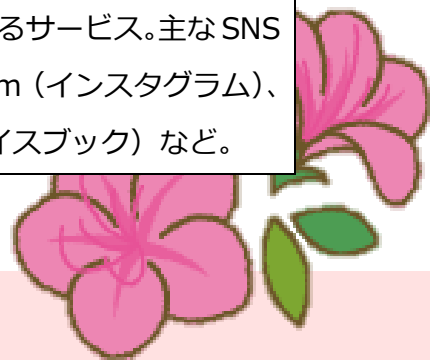
#### 【実施概要】

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 実施日               | 令和 3 年 1 月 4 日～2 月 2 日 |
| 意見等の提出者数          | 3 人                    |
| 意見等の件数            | 114 件                  |
| 上記のうち計画等の案を修正した件数 | 40 件                   |



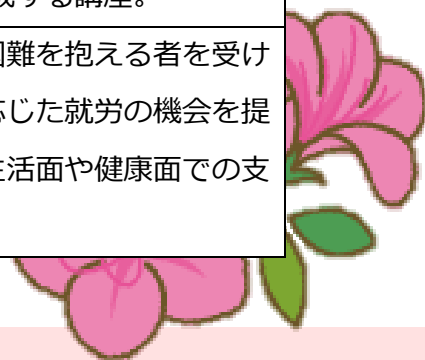
### 3 用語解説

| 行 | 用語           | ページ | 説明                                                                                                                                       |
|---|--------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ | アウトリーチ       | 31  | 生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない支援対象者に対し、積極的に向かい合い働きかけること。                                                                                     |
|   | 空き家・空き地バンク制度 | 71  | 市内にある空き家・空き地の物件情報を登録し、公開することによって、物件の有効活用を図り、市への定住人口や地域の活性化を促進する制度。                                                                       |
|   | 空き家利活用推進事業   | 71  | 需要が見込まれる地域内にある空き家を、市が所有者等の調査を行い、所有者等に売買や賃貸等の意思があり空き家の情報提供に同意があった場合には、所有者等に関する情報を仲介を希望した不動産業者へ伝え、所有者等と不動産業者が直接、交渉や契約を行うことで空き家の流通の促進を図る事業。 |
|   | あんしんサービス事業   | 15  | 金銭管理に不安のある方など、日常生活を営むのに支障がある方に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。日常生活自立支援事業（→88 ページ）の対象外である施設入所者や医療機関入院者も利用可能。                             |
|   | SNS          | 33  | ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、ウェブ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。主な SNS として、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）など。                                     |



|   |               |    |                                                                                                        |
|---|---------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| か | 共生型常設型（の居場所）  | 49 | いつ行ってもいい、誰が行ってもいい、何をしていてもいい、自由なふれあいの場所。人と人のつながりが生まれ、助け合う関係に発展することが期待されている。                             |
|   | 合計特殊出生率       | 10 | 1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す人口統計上の指標。                                                        |
|   | 更生保護          | 59 | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。 |
|   | 孤育て           | 60 | 夫や親族の協力も得られず、近所との付き合いもなく孤立した中で母親が子どもを育てている状態。                                                          |
| さ | 自主防災組織        | 72 | 地域住民が協力して「自分たちの地域は自分たちで守る」ために立ち上げる防災組織。                                                                |
|   | 住宅確保要配慮者      | 71 | 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者。                                                              |
|   | スクールソーシャルワーカー | 34 | 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。             |

|   |              |    |                                                                                                            |
|---|--------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 生活福祉資金（貸付制度） | 13 | 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。本制度は北海道社会福祉協議会を実施主体として、小樽市社会福祉協議会が窓口となって実施している。 |
|   | 成年後見制度       | 4  | 家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人の財産管理、身上監護などを本人に代わって行う制度。                                   |
|   | Zoom（ズーム）    | 31 | PC、スマートフォン、タブレットから、複数人で映像と音声をやり取りできるウェブ会議システム。                                                             |
| た | 地域のお役立ち手帳    | 77 | 小樽市社会福祉協議会が発行している高齢者の日々の暮らしに役立つ情報を掲載している冊子。小樽市社会福祉協議会ホームページよりダウンロード可能。                                     |
| な | 日常生活自立支援事業   | 15 | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。                         |
|   | 認知症サポーター養成講座 | 66 | 認知症について正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守り支援する「応援者」である「認知症サポーター」を養成する講座。                                        |
|   | 認定就労訓練事業     | 59 | 事業者が、就労に困難を抱える者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。                                              |



|   |              |    |                                                                 |
|---|--------------|----|-----------------------------------------------------------------|
| は | ふれあい相談       | 63 | 小樽市社会福祉協議会の相談員が、家族や生活のこと、各種福祉制度の利用についてなど、日々の暮らしの中のさまざまな相談に対応する。 |
|   | ボランティアポイント制度 | 53 | ボランティア活動にポイントを付与し、市民等の社会貢献活動の参加促進を図るための取組。                      |
| ま | まち育てふれあいトーク  | 64 | 市職員による出前講座。市の取組について知ってもらうとともに市政に対する意見を聞くための情報交換の場。              |
| や | 要保護児童対策地域協議会 | 61 | 要保護児童等への適切な支援を図ることを目的として、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。                  |
| ら | レスパイト        | 31 | 「小休止」という意味で、育児をする方の一時的な解放・休息のための措置を「レスパイト・ケア」という。               |



# たるたる支え愛ぷらん

(第 1 期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画)

令和 3 年 3 月



【発行】

## 小樽市 (福祉部地域福祉課)

〒047-8660 北海道小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号  
TEL 0134-32-4111 (内線 301)  
FAX 0134-22-6915  
E-mail [tiiki-fukusi@city.otaru.lg.jp](mailto:tiiki-fukusi@city.otaru.lg.jp)

## 小樽市社会福祉協議会

〒047-0033 北海道小樽市富岡 1 丁目 5 番 10 号  
TEL 0134-23-3653  
FAX 0134-32-5641  
E-mail [info@otaru-shakyo.jp](mailto:info@otaru-shakyo.jp)



